様式第４号(第12条の４第６項関係)

１年単位の変形労働時間制に関する協定届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | | | | 事業の所在地(電話番号） | | | | | | 常時使用する労働者数 |
|  |  | | | |  | | | | | | 人 |
| 該当労働者数(満18歳未満の者) | 対象期間及び特定期間(起算日) | | | | 対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日 | | | 対象期間中の１週間の平均労働時間数 | | | 協定の有効期間 |
| 人  (　　　　　　　人) |  | | | | (別紙) | | | 時間　　　　　分 | | |  |
| 労働時間が最も長い日の労働時間数(満18歳未満の者) | | 時間　　分  (　　時間　　分) | | 労働時間が最も長い週の労働時間数(満18歳未満の者) | | | 時間　　分  (　　時間　　分) | | 対象期間中の総労働日数 | | 日 |
| 労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 | | | 週 | | | 対象期間中の最も長い連続労働日数 | | | | 日間 | |
| 対象期間中の労働時間が48時間を超える週数 | | | 週 | | | 特定期間中の最も長い連続労働日数 | | | | 日間 | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旧協定の対象期間 |  | 旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数 | 時間　　　分 |
| 旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数 | 時間　　　分 | 旧協定の対象期間中の総労働日数 | 日 |

　　協定の成立年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職名  氏名 |

　　協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 使用者 | 職名  氏名 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 労働基準監督署長殿 |

　記載心得

１　労働基準法第60条第３項第２号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。

２　「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

３　「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

４　「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の４第３項に規定するものであること。

５　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第６条の２第１項の規定により、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

６　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。